

2025年版の改定にあたって

2012（平成24）年12月の中央道笹子トンネル天井板落下事故を契機に、2013（平成25）年に関連法令等が改正され、定期点検が法定化されました。その2巡目が終了し、3巡目の開始に合わせ、2024（令和6）年3月には、「技術的助言」および「定期点検要領」が改定されました。定期点検の質の確保と記録の合理化を目的として、少なくとも構造物の性能の技術的評価方法およびその内容が記録として残るよう、記録様式の改善が行われました。道路管理者が措置方針を決定し告示による健全性の診断の区分を行うために、これまでも、診断を行う者には、構造物の状態、安全性や耐久性などの観点からの措置の必要性と目的を検討し、その所見を残すことが求められていました。今回、所見の一部について、診断を行う者が的確に、かつ、同じ尺度で構造物の状態を記録できるように工夫されたものです。

このように定期点検が行われ、適切かつ合理的な所見が残されるには、定期点検を行う者が法令や要領の内容を十分に理解しているとともに、構造物の性能に関する知識と技能を有する必要があります。そこで、2014（平成26）年度から地方整備局等は、国及び地方自治体の職員を対象に、法令や定期点検要領を正確に理解し、定期点検における構造物の性能評価や措置の必要性の検討、そして適切な所見を残すために少なくとも必要な知識と技能を効率的かつ体系的に身につけることを目的とした「道路構造物実務者研修」を実施しています。さらに2016（平成28）年からは、現地実習を実施した橋の性能や措置の必要性に関する所見を記述する試験（達成度確認試験）が導入され、これまでに2024（令和6）年度までに全国延べ約6,000名が受講し、達成度確認試験導入以降は約3,100名が所定の成績を収めています。なお、研修用テキストは2014（平成26）年度に国総研資料第829号として、研修カリキュラムおよび研修参考資料は2022（令和4）年度に国総研資料第1232号として発刊しています。

今般、技術的助言および定期点検要領の改定に合わせ、講義内容（シラバス）や資料を見直し、最新の定期点検要領の反映、最近の損傷事例等の反映、さらに技術的評価・所見記述および損傷観察記録の方法を論理的に学習できるよう内容の充実が図られました。また試験についても、改定に併せてより実践的なものとなりました。そこで、国総研資料第1232号を改定して、新たな国総研資料としてまとめました。本資料の内容や趣旨が正しく理解され、適切に活用されることで、最新の定期点検要領の改定趣旨に則った、定期点検の一層の質の向上が図られることを期待するものです。

なお、この資料に含まれる内容は、研修を運営、実施する国土交通省の各地方整備局及び北海道開発局並びに内閣府沖縄総合事務局の関係諸氏の意見が大きく反映されており、各位のご尽力に深く感謝いたします。

本資料の内容や趣旨が正しく理解され、定期点検の質の向上および技術力の向上につながられることを期待します。

令和7年1月

国土技術政策総合研究所 所長 福田 敬大

刊行にあたって

道路の老朽化や大規模な災害発生の可能性も踏まえた道路の適正な管理を図るため、平成 25 年 6 月には道路法が改正され、道路管理者は、予防保全の観点も踏まえて道路の点検を行う義務があることが明確化されました。道路法施行規則第 4 条の 5 の 2 に定期点検に関する技術基準が制定され（現在は 4 条の 5 の 6）、平成 26 年 6 月には、法令の趣旨を満足した定期点検が適切に行われるように技術的助言（定期点検要領）が同年 6 月に全国の道路管理者に通知され、法定点検が開始されました。

適切かつ合理的な定期点検が行われるためには、知識と技能を有する者が実施することが必要です。平成 31 年 2 月の技術的助言の見直しでは、国土交通省の各地方整備局等が道路管理者を対象にこれまで実施してきている研修のテキストや試験問題などが含む内容は、定期点検を行う者に少なくとも必要な知識と技能の例であることが示されています。

ここでいう研修とは、国土交通省の各地方整備局及び北海道開発局、並びに、内閣府沖縄総合事務所（以下地方整備局等という）が、平成 26 年の法定点検開始とともに開始したものの（道路構造物管理実務者研修）です。地方整備局等の職員並びに都道府県や市町村の職員が、状態の把握から健全性の診断に至るまでの定期点検を行い、適切な所見や記録を残すために最低限必要な知識と技能を習得できるように、研修のカリキュラム、テキスト、研修資料及び試験が作成されています。国土技術政策総合研究所は、研修のカリキュラム等の作成・監修及び研修講師への指導を行うとともに、地方整備局等が実施する達成度確認試験の実施を支援しており、定期点検を行うために少なくとも必要な知識がまとめられた研修のテキストは平成 27 年 3 月に国総研資料第 829 号として発刊しています。

知識と技能の取得は、適当な講師によるテキストの内容と関連する技術知識の講義、現地での近接目視と所見の作成という実技を通じた技能の習得など、研修カリキュラム全体の履修によってはじめて実現するものです。そこで今般、すでに発刊しているテキストに加えて、これまでの講義、試験等の実施実績に基づき修正を重ね、現在用いられている講義資料や試験実施要領等を国総研資料としてまとめることにしました。テキスト及び本資料の内容や趣旨が正しく理解され、適切な活用が図られることで、定期点検の一層の質の向上が図られることを期待するものです。

おわりに、これまで地方整備局等で研修の実施にあたり、教材や試験の改善に協力をいただいた関係各位に深甚の謝意を表します。

令和 4 年 10 月

国土技術政策総合研究所 所長 奥村 康博

まえがき

平成 26 年 3 月に道路法施行令第 35 条の 2 第 2 項の規定に基づき、道路の維持・修繕に関する具体的な基準等を定める、「道路法施行規則の一部を改正する省令」及び「トンネル等の健全性の診断結果の分類に関する告示」が公布され、道路法施行規則 4 条の 5 の 6 の規定が平成 26 年 7 月から施行されている。この道路法施行規則の改正及び、国土交通大臣告示と併せて、平成 26 年 6 月には、道路管理者にて法令の適切かつ効果的な運用が図られるように技術的助言（道路橋定期点検要領 国土交通省道路局）が各道路管理者に通知された。その後、平成 31 年 2 月及び令和 6 年 3 月には、それまでの定期点検の実績や実施にあたっての課題を踏まえ、技術的助言の充実が図られている。

定期点検は、定期点検を行う者が、近接目視を基本とした状態の把握（点検）から性能に関する技術的な評価及び措置の必要性に関する検討を含む診断の一連を行い、その結果に基づいて、道路管理者が、当該道路構造物を健全性の診断の区分のいずれに該当させるのかを決定するまでの一連を言う。したがって、適切かつ合理的な定期点検が行われるためには、知識と技能を有する者による実施が求められる。少なくとも必要な知識と技能の例として、

- ・ 技術的助言の本編や参考資料の内容
- ・ 国土交通省の各地方整備局等が道路管理者を対象としてこれまで実施している研修のテキストや試験問題が含む内容

が挙げられる。このうち、テキストについては、「道路構造物管理実務者研修（橋梁初級Ⅰ）道路橋の定期点検に関するテキスト（国総研資料第 829 号）」としてすでに発刊されている。

テキストにも記載しているとおり、省令が求める知識と技能の取得は、適当な講師によるテキストの内容の講義と関連する技術情報の把握、現地での近接目視や診断の実習など、研修カリキュラム全体の履修によってはじめて実現するものである。そこで、国土交通省の各地方整備局等では、定期点検を行うために最低限必要な知識と技能を効率的かつ体系的に身につけられるように、研修の実施要領、達成度試験の実施要領や試験で求める技能の内容（試験のポイント）、研修のシラバスや講義資料を作成し、研修の実績に基づき都度改善を重ねてきている。たとえば、座学だけでは必要な技能を身につけることはできず、国土交通省の各地方整備局等が道路管理者を対象としてこれまで実施している研修では、現地で橋の状態を把握する実習を行ったり、論理的に第三者に性能に関する技術的な評価や措置の必要性の検討結果を説明できるような所見の書き方や損傷観察記録の残し方についても講義や実技試験が行われている。また、座学についても、テキストの内容に加えて、国総研資料第 748 号の損傷事例並びに技術的助言の改定内容及びその運用の留意点も履修内容として含まれている。

本国総研資料は、研修の実施要領、シラバス、講義資料などをこの時点でまとめることで、技術的助言が言うところの研修テキストや試験が含む内容についての理解の助けとなることを目的とした。加えて、研修生諸氏が知識と技能の取得のために、また、すでに研修を修

了した諸氏については現地での研鑽を積むにあたって復習のために、国総研資料第 829 号や 748 号と併せて活用できるものとするのも目的とした。

この資料に含まれる内容は、研修を運営、実施する国土交通省の各地方整備局及び北海道開発局並びに内閣府沖縄総合事務局の関係諸氏の意見によるのも大きい。また、改善作業や研修の実施支援に従事した橋梁研究室の各位の努力も多とするところである。各位の努力に深く感謝の意を表す。

令和 7 年 1 月

著者

本テキスト使用上の留意事項

1. 実際の知識と技能の習得には、単に、道路橋の定期点検に関するテキスト（国総研資料）や本国総研資料を通読するだけでなく、適当な講師による講義と関連の技術情報の把握、現地での模擬点検実習など一定の研修カリキュラムの履修などそれぞれの管理者による道路法施行規則の解釈としての要求の充足が不可欠です。
2. 本国総研資料の内容は、現時点での内容をまとめたものであり、今後、道路橋に関する様々な技術開発や知見の蓄積を踏まえて、見直しを図られなければなりません。
3. 実際の定期点検を実施するにあたり本国総研資料の内容に疑義が生じた場合には、個々に、法令及び技術的助言の趣旨に沿って、知識と技能を有する者による適切な判断が求められます。個別の質問等には回答しません。